みなし許可・登録の内容について

- 1 平成20年4月1日から、盛岡市が行うこととなる事務
 - (1) 産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)許可事務
 - (2) 特別管理産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)許可事務
 - (3) 廃棄物処理施設許可事務
 - (4) ポリ塩化ビフェニル (P C B) 廃棄物保管事業者届出等受理事務
 - (5) 自動車リサイクル法登録・許可事務(引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業)
 - (6) 浄化槽保守点検業登録事務

2 みなし許可・登録の内容

(1) 産業廃棄物処理業等関係

平成 20 年 3 月 31 日現在			平成20年4月1日以降、許可の有効期限まで		
岩手県知事の許可内容	施設設置場所		岩手県知事の許可内容	盛岡市長の許可内容	
収集運搬業 (積替・保管なし)	-		現行どおり	みなし許可	
	積替	盛岡市内に無し	現行どおり	みなし許可 (積替・保管を除く)	
収集運搬業	保	盛岡市内のみ	積替・保管施設を	みなし許可	
(積替・保管あり)	管	に有り	除いて現行どおり	(積替・保管を含む)	
	施設	盛岡市内・外に それぞれあり	盛岡市内の施設分を 除いて現行どおり	盛岡市内の施設のみ みなし許可	
処分業	処理施	盛岡市内に無し	現行どおり	許可なし	
		盛岡市内のみ に有り	盛岡市長のみなし許可に移行 (岩手県知事の許可は失効)	みなし許可	
	設	盛岡市内・外に	盛岡市内の施設分を	盛岡市内の施設のみ	
		それぞれあり	除いて現行どおり	みなし許可	
	移動式処理施設有り		盛岡市内を除いて現行 どおり	盛岡市内について みなし許可	

(2) 廃棄物処理施設関係

平成 20 年 3 月 31 日現在			平成 20 年 4 月 1 日以降	
岩手県知事の許可内容	施設設置場所		岩手県知事の許可内容	盛岡市長の許可内容
	固定式	盛岡市内	盛岡市長のみなし許可に移行 (岩手県知事の許可は失効)	みなし許可
一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	施設	盛岡市外	現行どおり	許可なし
	移動式施設		盛岡市内を除いて 現行どおり	盛岡市内について みなし許可

(3) P C B 保管事業者届出関係

/모쓴글 고 내내:	提出先		
保管する地域	平成 20 年 3 月 31 日以前	平成 20 年 4 月 1 日以降	
盛岡市のみ		盛岡市長あて提出	
盛岡市を含む他市町村	岩手県知事あて提出	盛岡市内分については盛岡市長あて提出 その他の市町村分については岩手県知事あて提出	
盛岡市以外		岩手県知事あて提出	

(4) 自動車リサイクル法関係

平成 20 年 3 月 31 日現在		平成20年4月1日以降、登録・許可の有効期限まで		
岩手県知事の 登録・許可内容	事業所の所在地	岩手県知事の登録・許可内容	盛岡市長の登録・許可内容	
引取業、フロン類回収業	盛岡市内に無し	現行どおり	-	
	盛岡市内のみに有り	盛岡市長のみなし登録に移行 (岩手県知事の登録は失効)	みなし登録	
	盛岡市内・外にそれぞれあ	盛岡市内の事業所を除いて	盛岡市内の事業所のみ	
	IJ	現行どおり	みなし登録	
解体業破砕業	盛岡市内に無し	現行どおり	-	
	盛岡市内のみに有り	盛岡市長のみなし許可に移行 (岩手県知事の許可は失効)	みなし許可	
	盛岡市内・外にそれぞれあ	盛岡市内の事業所を除いて	盛岡市内の事業所のみ	
	ı)	現行どおり	みなし許可	

(5)浄化槽保守点検業関係

平成 20 年 3 月 31 日現在		平成20年4月1日以降、許可の有効期限まで		
岩手県知事の登録内容		岩手県知事の登録内容	盛岡市長の登録内容	
業を行う区域	盛岡市のみ	市長のみなし登録へ移行	みなし登録	
	盛岡市及び他市町村	盛岡市以外の市町村 について現行どおり	盛岡市のみ みなし登録	
	盛岡市以外の市町村のみ	現行どおり	登録なし	